

令和3年

1月農業委員会総会議事録

■日 時	2021年（令和3年）1月14日（木）14：30～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（13名） 1 若林 主治    2 橋本 卓爾    3 辻野 清一    4 西辻 達佳    5 田口 榮男 6 藤原 松男    7 前田 敏行    8 岡田 如弘    9 福本 敏行    10 飯阪 保 11 森 勝義    12 友田 博文    13 式森 彦人 [欠席委員] 計（0名） [事務局] 計（4名） 中塚 好一    富永 利幸    西川 秀士    丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和3年1月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、友田会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶） では、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は12名でございます。 岡田委員が少し遅れているようなので、よろしくお願いいたしますということです。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、 本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会 長	<p>それでは、友田会長、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人は、3番、辻野清一委員、4番、西辻達佳委員の御両名に お願いいたします。 （両委員の承諾あり） 1月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号にな っておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書の2ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p>

議案第1号、番号1・2、平井町の物件につきましては関連があることから、一括説明とします。

事務局から説明願います。

事務局。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、1番、2番について、関連があることから一括説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町で、地目は畑3筆面積は合計2,671平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は竹林であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1.5km、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人はトラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の契約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、竹林でタケノコ栽培をされており、譲渡人に電話にて、譲受人には会って意思確認をいたしました。譲受人は申請地でタケノコ栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、御意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号1・2については、許可することを決定いたします。

次に、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑2筆、面積は合計885平方メートル、転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断します。

被設定人は、貸切り旅客自動車運送業を営んでおり、大型観光バス増車3台を予定しており、本社から近距離にある申請地に賃貸借権を設定の上、露天駐車場を整備するものです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地の大部分は休耕地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などには影響がないと認められる。設定人、被設定人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いなく、許可後、速やかに地目変更することであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これについて、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なし。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

次に、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画6件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1・2、仏並町、坪井町の物件について、関連があることから一括説明といたします。

事務局の説明を願います。

事務局。

事務局

議案書7ページ、1番、2番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町、坪井町で、地目は田1筆、畑1筆、面積は合計2,075平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員、式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手双方に電話にて意思確認いたしました。借手は続いて作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号1・2については決定することといたします。

議案第3号、番号3、鍛冶屋町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事 務 局

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は鍛冶屋町で、地目は田2筆、面積は合計1,097平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手双方に電話にて意思確認いたしました。借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり間違いありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。  
これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号3については決定することといたします。

議案第3号、番号4、善正町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事 務 局

議案書7ページ、4番について説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は畑1筆、面積は3,003平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地はブルーベリー栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、貸手には、申請地を貸すことに同意されており、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号4については決定することといたします。

次に、議案第3号、番号5・6、小野田町の物件について、関連があることから一括説明といたします。

事務局、説明願います。

事 務 局

議案書7ページ、8ページ、5番、6番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町で、地目は田3筆、面積は合計1,764平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は遊休農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地は遊休農地であり、貸手・借手双方に電話にて意思確認いたしました。借手は申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号5・6については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書9ページ、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。

議案書10ページを御覧ください。

次に、議案書11ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用5件を専決により受理したので報告いたします。

議案書12ページを御参照ください。

続きまして、議案書13ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件、使用貸借権設定1件を専決により受理したので報告いたします。

議案書14ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

以上、ほかに皆さん御意見ございませんか。

ありがとうございました。

なかったら、これで農業委員会を終了させていただきたいと思います。ございませんか。

はい。ありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員